

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保について

近年、東海地震等や首都直下地震の発生の可能性が高まっており、またテロ等の脅威が懸念されることから、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することを目的に、一定の大規模・高層の建築物について、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成が義務付けられた。平成21年6月1日施行。

1. 自衛消防組織の業務、要員の基準等

① 自衛消防組織の設置・地震等に対応した体制整備を要する防火対象物の範囲

(1) 消防法施行令別表第一に掲げる以下の用途に供される防火対象物で下記の面積要件のいずれかに該当するもの

劇場等(1項)、風俗営業店舗等(2項)、飲食店等(3項)、百貨店等(4項)、ホテル等(5項イ)、病院・社会福祉施設等(6項)、学校等(7項)、図書館・博物館等(8項)、公衆浴場等(9項)、車両の停車場等(10項)、神社・寺院等(11項)、工場等(12項)、駐車場等(13項イ)、その他の事業場(15項)、文化財である建築物(17項)(共同住宅等(5項ロ)、格納庫等(13項ロ)、倉庫(14項)は含まれない。)

(2) 上に掲げる用途に供される部分が存する複合用途防火対象物(16項)で下記の面積要件のいずれかに該当するもの

(3) 延べ面積1千㎡以上の地下街(16項の2)

【(1)及び(2)の面積要件(いずれも地階を除く階数)】

a 階数が4階以下の防火対象物(※1) → 延べ面積(※2) 5万㎡以上

b 階数が5階以上10階以下の防火対象物(※1) → 延べ面積(※2) 2万㎡以上

c 階数が11階以上の防火対象物(※1) → 延べ面積(※2) 1万㎡以上

※1 複合用途の場合は、(1)の用途に供される部分の存する最も高い階を防火対象物の階数とする

※2 複合用途の場合は、(1)に掲げる用途に供される部分の床面積の合計

② 自衛消防組織の組織体制・要員

- ・一定の資格を有する統括管理者及び業務ごとに一定の人員以上の自衛消防要員により組織
- ・統括管理者の資格者として都道府県、市町村又

は総務大臣の登録を受けた法人が行う講習を修了した者及び同等の学識経験を有すると認められる者を規定

- ・管理権原が分かれているものにあつては、当該防火対象物に係る管理権原者が共同して、分かれていないものにあつては、管理権原者が単独で設置
- ・共同して設置する場合は、管理権原者の協議により、自衛消防組織に関する事項を定める
- ・管理権原者は消防計画に自衛消防組織の業務に関する事項を定める

③ 消防計画作成の対象となる火災以外の災害「地震」及び「毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害」を規定

④ 防災管理を要する建築物その他工作物の範囲

①の自衛消防組織設置の対象となる防火対象物(ただし、複合用途防火対象物の場合は防火対象物全体で、①の条件を満たした場合には、用途に関わりなく当該防火対象物に係るすべての管理権原者に設置を義務付ける。)

2. 防災管理者の資格要件、責務等

① 防災管理者の資格要件

- ・都道府県、市町村、総務大臣の登録を受けた法人が行う防火管理及び防災管理に関する講習(防災管理者講習)の課程を修了した者、甲種防火管理者講習の修了者で防災管理に関する講習(防災管理講習)の課程を修了した者
- ・市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者
- ・大学又は高等専門学校において防火及び防災に関する学科又は課程を修了した者で1年以上の防火管理及び1年以上の防災管理の実務経験を有する者
- ・その他必要な学識経験を有すると認められる者

② 防災管理者の責務

- ・防災管理者は、管理権原者に指示を求め、誠実に職務を遂行しなければならない
- ・防災管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて避難の訓練を定期的実施しなければならない